今号の主な内容

2 面 介護保険料の口座振替払込 済通知書をお送りしました 住民参加型市場公募債 「新宿夢まち債」の募集

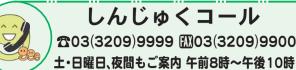
3 面 4月開設 事業所内保育所の 新入園児を募集

8 面「学校選択制度の見直し方 針」(案)へのご意見を募集

広報しんじゅ

「新宿力」で創造する、 やすらぎとにぎわいのまち

平成29年(2017年)



しんじゅくコール **2**03(3209)9999 **3**03(3209)9900

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5·15·25日発行) 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111 ホームページ IP http://www.city.shinjuku.lg.jp/ 携帯電話版 ID http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/

携帯電話用二次元コード

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール203(3209)9900をご利用ください。

自分と大切な人の命を守るために

首都直下地震に備え

毎年1月15日~21日は、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災を契機として設けられた、ボランテ ィアや自主的な防災活動、災害への備えを考える「防災とボランティア週間」です。昨年は熊本県・ 鳥取県で大きな地震が発生し、首都直下地震もいつ起きてもおかしくないと言われています。首都 直下地震が発生した場合、新宿区では最大で震度6弱~6強の揺れに襲われると予測されていま す。地震による被害を少しでも減らし、大切な命を守るためにできることを考えてみませんか。



家具転倒防止などの対策を

阪神・淡路大震災では、亡くなった方やけが をした方の原因の多くが自宅の倒壊や家具の 転倒などによるものです。また、東日本大震災 では、長周期地震動 (ゆっくりとした長い揺れ) によりマンションの高層階が大きく揺れ、家具 の転倒などによる被害が発生しています。家具 を壁や天井に固定するなど、ご自宅に合った方 法でしっかり対策しましょう。



【問合せ】危機管理課危機管理係(〒160-8484

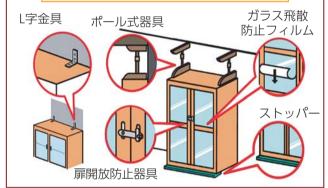
歌舞伎町 1 — 4 — 1 、本庁舎4階) **☎**(5273)4592 ⋅ **᠓**(3209)4069へ。

●住宅用家具転倒防止

対策を支援しています 区では、専門業者をご 自宅に派遣し、設置場所 に適した器具や取り付 け方法を相談・調査した 上で、無料で器具を取り 付けています(器具の購 入費用は利用者の負担 になります)。

【対象】区内在住の方

家具転倒防止器具等の取り付け例



非常持出袋

30m-1n

【対象となる家具】タンス、戸棚・棚類、冷蔵庫、テレビ

※住宅部分にある家具で、区の指定器具で取り付けが可能なものに限ります。 【費用】無料(器具取り付けの点数制限はありません)

※器具の購入費用は利用者の負担になります。区が派遣する専門業者から購入す るか、事前に準備してください。「災害時要援護者名簿」(右中段参照)に登録してい る方と生活保護を受けている方は、器具の購入費用が5点まで無料です(1回限り)。 ※天井や壁の補強工事が必要な場合の費用は利用者の負担になります。

【申込み】所定の申請書を郵送・ファックスまたは直接、危機管理課危機管理係へ。申請 書は同課・特別出張所で配布しているほか、新宿区ホームページからも取り出せます。

日頃の備えを忘れずに

大地震が発生すると、電気・ガス・水道 などのライフラインが停止する恐れが あります。日頃から、各自の状況に合わ せて生活に必要な物を備えておきまし ょう。非常持出袋などにまとめておく と、災害時にすぐに持ち出せます。

- ▶懐中電灯などの照明器具、簡易トイレ
- ▶飲料水・食料…各家庭の状況に応じ

て、3日~1週間分。日頃から、食料などを少し多めに購入し、使用した分を買い足 していくことで、日常生活の中でも無理なく備蓄できます。

▶ 持病等への備え…普段から飲んでいる薬がある、食物アレルギーがあるなどの 場合、各自の状況に合わせた備えも忘れないようにしましょう。

※区では、防災用品のあっせんをしています。詳しくは、お問い合わせください。 【問合せ】危機管理課地域防災係(本庁舎4階)☎(5273)3874⋅᠓(3209)4069へ。

地域の助け合いの輪が大切です

災害発生時には、隣近所との助け合いが大切 です。自分の身の安全が確保できている場合は、 地域の初期消火活動や救出・救護活動にご協力 ください。日頃から地域のイベントや町会など が主催する防災訓練に一緒に参加することで、 隣近所の助け合いの輪を広げ、災害による被害



を減らすことができます。また、近隣の方とあいさつや声掛けをするなど災 害時の助け合いにつながる「顔の見える関係」を築いておくことも必要です。 【問合せ】危機管理課地域防災係(本庁舎4階)☎(5273)3874・111(3209)4069へ。

災害時に支援が必要な方を地域で見守ります 災害時要援護者名簿へご登録を

災害時の避難等に支援を必要とする 方を把握するため、災害時要援護者名 簿を作成しています。本人の申し出に より名簿への登録を行います(登録者か ら優先的に救出するための名簿ではあ りません)。

【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎 2階)☎(5273)4080⋅Ѿ(3209)9948へ。

- 名簿登録の対象
- ▶75歳以上のみの世帯の方
- ▶介護保険の「要介護3」以上の方
- ▶認知症の方
- ▶障害のある方
- ▶難病等で特別な医療ケアを 受けている方 ほか

建物の耐震化を応援します。

• 区の支援事業をご活用ください

区では、首都直下地震による被害を最小限にし、 災害に強いまちをつくるため、建物の耐震化支援事 業を進めています。

パンフレット「地震に強い あなたの住まい」(右図) では、建物の耐震診断や耐震改修工事への補助など 区の支援事業を紹介しています。パンフレットは防 災都市づくり課・特別出張所等で配布しているほか、 新宿区ホームページでご覧いただけます。建物の耐 震化を進めるために、ぜひご活用ください。

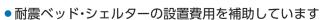


【問合せ】防災都市づくり課(本庁舎7階)☎(5273)3829・囮(3209)9227へ。

耐震ベッド展示会

就寝中の地震から命を守る耐震ベッド(右写真)の実 物を展示します。当日直接、会場へおいでください。 【日時】1月23日(月)~27日(金)午前9時~午後5時(24日 (火)は午後7時まで)

【会場】区役所本庁舎1階ロビー



【対象】昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した木造住宅にお住まいの 障害のある方または65歳以上の方

※ほかにも要件があります。詳しくは、防災都市づくり課へお問い合わせく ださい。上記パンフレット、新宿区ホームページでもご案内しています。 【補助金額】耐震ベッド・シェルター設置費用の10分の9(限度額あり)

